

平成24年(2012年)2月17日



# 埼玉県報

第 2 3 6 4 号  
平成 2 4 年 2 月 1 7 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [圏央道幸手IC\(仮称\)東側地域の整備計画に係る環境影響評価公聴会の開催中止\(環境政策課\)](#)
- [東松山都市計画事業\(仮称\)葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催中止\(環境政策課\)](#)
- [\(仮称\)東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催中止\(環境政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等\(水環境課\)](#)
- [化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画\(埼玉県\)\(水環境課\)](#)
- [化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準\(水環境課\)](#)
- [入間都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [山王用水土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [和光北インター地域土地区画整理組合の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(政策調査課\)](#)
- [カーロケータシステム連携機器の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [信号制御システム等保守業務委託に関する入札公告\(施設課\)](#)
- [一般国道254号\(新座市大和田三丁目\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま東村山線\(愛宕裏橋\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アラート・ワン
- 三 代表者の氏名  
小沢 優
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県日高市大字下高萩新田四番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、サポーターズマップの作成及び提供に関する事業、防災対策並びに防災教育の推進に関する事業、地域の連携及び交流を目的としたイベントの企画・開催及びその支援に関する事業を行うことで、人々の防災に関する知識と意識を向上させ、もって広く公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人熊谷リリース・ふあいぶるクラブ

三 代表者の氏名

吉田 功

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市美土里町一丁目百十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、熊谷市をベースにその周辺市町村のスポーツ愛好者の健全な育成活動を促すとともに、地域社会における子どもから大人までの豊かな生涯スポーツライフの普及と振興を図りながら、スポーツ文化の根付いた社会の形成に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第百五十五号

平成二十三年埼玉県告示第四百二十号（埼玉県税条例の規定による申告等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについては、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）を除き、同年四月二日とする。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

| 都道府県名 | 地域                 |
|-------|--------------------|
| 宮城県   | 石巻市及び東松島市並びに牡鹿郡女川町 |

## 告 示

埼玉県告示第百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハヤト
- 三 代表者の氏名  
松 村 香
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目七十三番地一 一棟五百四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、アジア各国、主に中央アジアの人々に対する留学生の受け入れ等の支援に関する事業、貧困地域への物資支援に関する事業、更には日本人及び中央アジア出身の日本在住者に対して語学教育等の事業を行い、日本人と各国及び各地域の人々との文化交流と人材育成に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第百五十七号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第百九号（圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価公聴会の開催）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十四年二月二十五日（土）午後一時から二時まで

久喜市中央公民館 大集会室

イ 平成二十四年二月二十五日（土）午後三時から四時まで

杉戸町西公民館 講座室

ウ 平成二十四年二月二十五日（土）午後五時から六時まで

幸手市保健福祉総合センター（ウエルス幸手）研修室

エ 平成二十四年二月二十五日（土）午後七時から八時まで

五霞町役場 第二会議室

## 三 事業者の氏名及び住所

埼玉県企業局

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

## 四 中止の理由

公述の申出がなかったため

# 告 示

埼玉県告示第百五十八号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第百十号（東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十四年二月二十五日（土）午前九時から十時まで

東松山市民文化センター第二多目的室

イ 平成二十四年二月二十六日（日）午後一時から二時まで

鳩山町中央公民館第一研修室

ウ 平成二十四年二月二十六日（日）午後三時から四時まで

嵐山町町民ホール

エ 平成二十四年二月二十六日（日）午後五時から六時まで

滑川町コミュニティセンター大集会室

## 三 都市計画決定権者の名称

東松山市

東松山市長 森田 光一

東松山市松葉町一丁目一番五十八号

## 四 中止の理由

公述の申出がなかったため

# 告 示

埼玉県告示第百五十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第百十一号（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十四年二月二十五日（土）午前十時から十一時まで

東松山市民文化センター第二多目的室

イ 平成二十四年二月二十六日（日）午前九時から十時まで

川島町コミュニティセンター二階会議室

ウ 平成二十四年二月二十六日（日）午前十一時から十二時まで

坂戸市役所二〇一会議室

エ 平成二十四年二月二十六日（日）午後七時から八時まで

吉見町役場三階中集会室

## 三 都市計画決定権者の名称

吉見町

吉見町長 新井 保美

吉見町大字下細谷四百十一番地

## 四 中止の理由

公述の申出がなかったため



## 告 示

### 埼玉県告示第百六十号

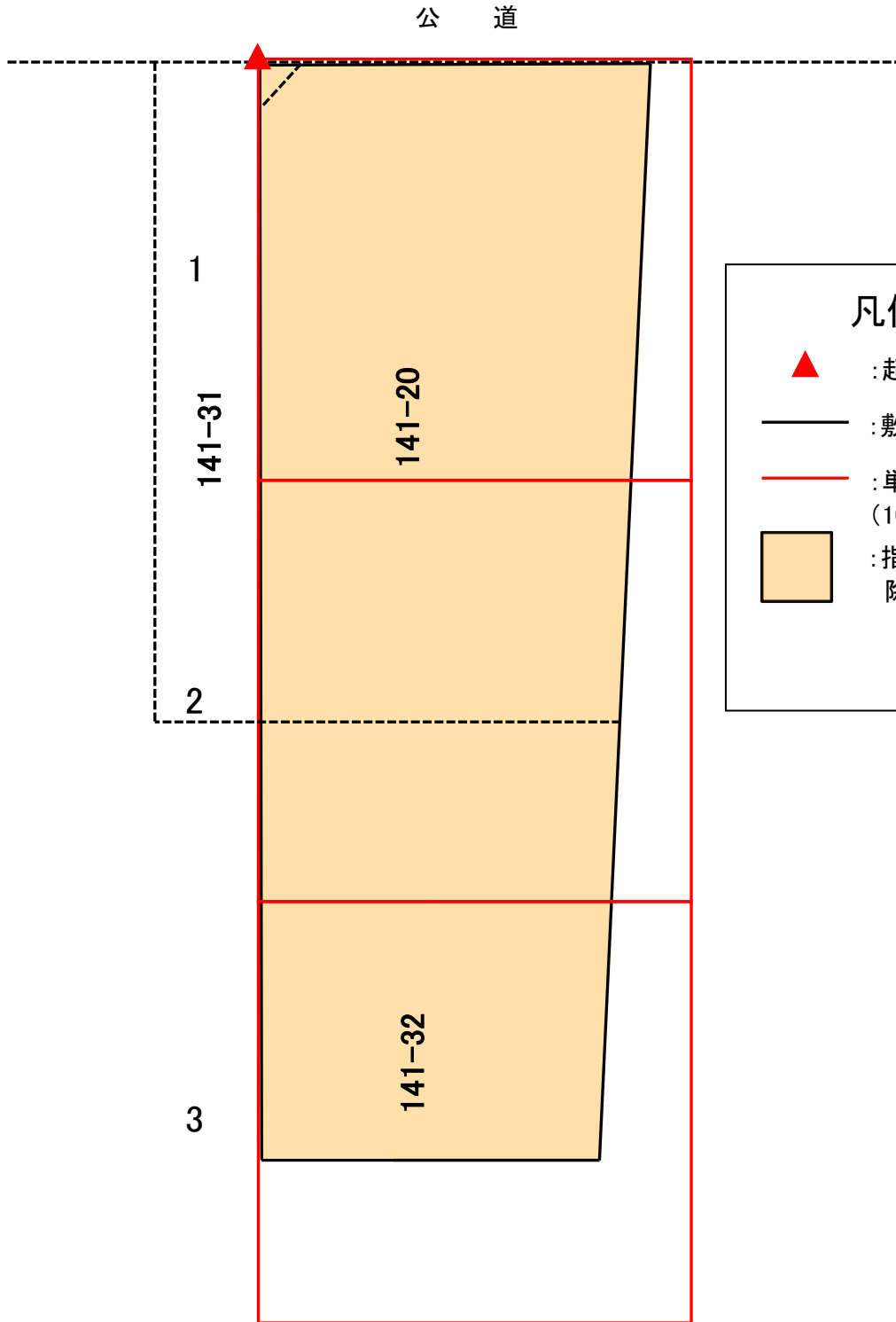
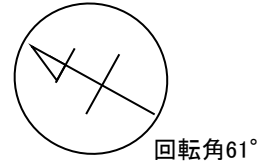
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第千四百九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県入間市東藤沢六丁目百四十一番二十、百四十一番三十一の一部及び百四十一番三十二）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



**凡例**

- : 起点
- : 敷地境界
- : 単位区画 (10m ヵシユ)
- : 指定区域を解除する区域

- 起点  
埼玉県入間市東藤沢6丁目141番20の区域及び141番31の区域の境界線の延長線(141番32の区域の最北端の地点を通るもの)並びに公道との境界線の交点
- 区画の回転角度 61°  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線を起点を支点として右に回転させた角度

# 告示

埼玉県告示第百六十一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）別表第十四の備考三の規定に基づき、悪臭の測定方法を次のとおり定め、平成二十四年三月一日から施行する。

平成十四年埼玉県告示第六百四号（埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法）は、平成二十四年二月二十九日限り、廃止する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 パネル

パネル（嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者をいう。以下同じ。）には、イの基準臭液を用いた口のパネルの選定方法により、正常な嗅覚を有すると認められた者を充てるものとする。

## イ 基準臭液

次の五種類とする。

|              |            |
|--------------|------------|
| フェニルエチルアルコール | 十のマイナス四乗   |
| メチルシクロペンテノン  | 十のマイナス四・五乗 |
| イソ吉草酸        | 十のマイナス五乗   |
| ウンデカラクトン     | 十のマイナス四・五乗 |
| スカトール        | 十のマイナス五乗   |

（注）下欄は、無臭の流動パラフィンに対する重量比を表す。

## ロ パネルの選定方法

- 一から五までの番号を記入した試験紙（長さ約十四センチメートル、幅約七ミリメートルのもの。以下「おい紙」という。）五枚を一組として、任意の二枚のにおい紙を先端約一センチメートルまで基準臭液（一種類）に浸し、残りの三枚を同様に無臭の流動パラフィンに浸す。
- この五枚一組のにおい紙を被験者（十八歳以上の者に限る。）に渡し、その中から嗅覚を用いて基準臭液によりのおいを付けた二枚のにおい紙を選ばせる。

- 五種類の基準臭液について(1)及び(2)の手順を行い、その全てについて正しく回答した者を正常な嗅覚を有するものと認めるものとする。
- 以上の検査は、五年以内（四十歳以上の者にあつては、三年以内）の期間ごとに受検し、正常な嗅覚を保持していることを確認することを要するものとする。

## 二 装置及び器具

装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。

### イ 試料採取装置

#### (1) 環境試料用試料採取装置

次の(一)から(四)までのいずれかに掲げる装置とする。

(一) 気密性を有するガラス製の試料採取容器であつて、ふっ素樹脂製バルブ及びガラスのすり合わせを有し、容量がおおむね十リットルのもの

(二) 試料採取用吸引瓶の内側に試料採取用袋を接続した装置であつて、次の要件を具備しているもの

(イ) 試料ガス採取用吸引器は、内側の試料採取袋が視認でき気密性を有する構造のもので、容量がおおむね十リットルのものであること。

(ロ) 試料採取袋は、無臭性のものであつて臭気の吸着が少ないポリエステル（化合物名 ポリエチレンテレフタレート）フィルム製又はこれと等以上の保存性能を有する材質によるものであり、内容積がおおむね十リットルのもので、かつ、試料ガス採取用吸引器の形状にあつたものであること。

(三) 試料採取用ポンプを経て試料採取袋に試料を採取できる装置であつて、次の要件を具備しているもの

(イ) 試料採取用ポンプは、毎分二十リットル以上の大気を吸引できる能力を有し、無臭性のもので、臭気の吸着の少ないものであること。

(ロ) 試料採取袋は、(二)の(ロ)に定める材質のもので、内容積がおおむね十リットルのものであること。

(四) 吸引用ポンプを有する吸引ケースの内側に試料採取袋を接続した装置であつて、次の要件を具備しているもの

(イ) 吸引ケースは、内側の試料採取袋が視認でき、密閉できる構造のものであること。

(ロ) 吸引用ポンプは、毎分二十リットル以上の大気を吸引できる能力を有するものであること。

(ハ) 試料採取袋は、(二)の(ロ)に定める材質のもので、内容積がおおむね十リットルのものであること。

#### (2) 排出口試料用試料採取装置

試料採取用ポンプを経て試料採取袋に試料を採取できる装置又は吸引用ポンプを有する吸引ケースの内側に試料採取袋を接続した装置であつて、次の要件を具備しているもの

- (一) 試料採取用ポンプは、毎分四リットル以上の試料ガスを吸引できる能力を有し、無臭性のもので、臭気の吸着の少ないものであること。
- (二) 吸引ケースは、内側の試料採取袋が視認でき、密閉できる構造のものであること。
- (三) 吸引用ポンプは、毎分四リットル以上の試料ガスを吸引できる能力を有するものであること。
- (四) 試料採取袋は、(1)の(二)の(ロ)に定める材質のもので、内容積がおおむね三リットルから二十リットルまでのものであること。
- (五) 排出口からの試料採取管は、ガス温度が高いときは耐熱性を有する材質のものを用いることとし、試料中の水分が多いときは凝縮水トラップとして容量がおおむね二五〇ミリリットルのガス洗淨瓶を使用すること。

#### ロ 判定試験用装置及び器具

- (1) 空気注入用ポンプ  
毎分三十リットル以上の空気を供給できる能力を有するものであること。
- (2) 無臭空気供給用器具  
におい袋に無臭空気を注入する際に、供給される空気及び空気注入用ポンプからのにおいを除去できるものであること。
- (3) 注射器  
ガラス製のものであること。容量が一ミリリットル以下のものである場合は、ガスタイトシリンジを用いること。なお、樹脂製の注射器であって、ガラス製の注射器又はガスタイトシリンジと同等の気密性を有し、無臭性であり注射器自身への臭気の付着が少ない材質のものも使用できること。
- (4) におい袋  
無臭性のもので臭気の吸着及び透過が少ないポリエステルフィルム製又はこれと同等以上の性能を有する樹脂フィルム製で、試料の導出口として内径十三ミリメートル、長さ六センチメートルのガラス管を有し、内容積が三リットルのものであること。
- (5) におい袋用鼻当て  
無臭性の樹脂製のもので、におい袋の導出口に接続し、鼻を覆う構造のものであること。
- (6) シリコンゴム栓  
におい袋の導出口を密栓できるものであること。

#### 備考

器具等の接続に用いる導管のうち、試料が通過する部分の導管については、臭気の吸着の少ないポリふっ化ビニル製又はそれと同等以上の性能を有する

ものを用いるものとする。

### 三 試料の採取

測定は、次の手順によって行うものとする。なお、パネルを用いて以下の測定を行う者は、一の口に定めるパネルの選定方法により正常な嗅覚を有すると認められた者であつて、臭気指数の測定に関する高度の知識及び技能を有する者であるものとする。

#### イ 試料の採取

##### (1) 環境試料

二のイの(1)の試料採取装置の種類に応じて、次のいずれかの方法により試料採取容器又は試料採取袋に試料ガスを採取する。

(一) 二のイの(1)の(一)に掲げる装置による場合は、あらかじめ一・三キロパスカル以下になるまでに減圧した試料採取容器のコックを開き、六秒以上三十秒以内で試料を採取する方法

(二) 二のイの(1)の(二)に掲げる装置による場合は、試料採取用吸引瓶を用いて、六秒以上三十秒以内で試料採取袋の容量に相当する量を採取する方法

(三) 二のイの(1)の(三)又は(四)に掲げる装置による場合は、六秒以上三十秒以内でおおむね十リットルの試料を採取する方法

##### (2) 排出口試料

二のイの(2)の試料採取装置により、おおむね一分から三分までの時間で三リットルから二十リットルまでの試料を採取する。

#### ロ 判定試験

##### (1) 判定試験の実施時期

判定試験（パネルが嗅覚を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）は、試料を採取した日又はその翌日のできる限り早い時期に行うものとする。

##### (2) パネルの人数

あらかじめ一の口に定めるパネルの選定方法により選定された者六人以上を充てるものとする。

##### (3) 判定試験の実施場所

判定試験の実施場所は、換気装置又は換気窓を有し、試験に影響を及ぼすおそれのある臭気の存しない場所で、パネルが十分落ち着ける場所とする。

##### (4) 判定試験の手順

###### (一) 環境試料

三個のにおい袋に無臭空気を注入してシリコンゴム栓で封じ、そのうち

の一個に、注射器を用いて採取試料を注入し、最初に判定試験を行う希釈倍数（以下「当初希釈倍数」という。（注一））になるよう調製する。調製したにおい袋（以下「付臭におい袋」という。）一個と無臭空気のみを注入したにおい袋（以下「無臭におい袋」という。）二個を一組として各パネルに渡す。各パネルは、におい袋用鼻当てを用いて三個のにおい袋のうちから採取試料が注入されていると判定するにおい袋一個を選定する（以上の操作を「におい袋選定操作」という。以下同じ。）このにおい袋選定操作を、各パネルについて三回繰り返す。

各パネルが行うにおい袋選定操作ごとに、正解率として当該パネルが付臭におい袋を選定した場合にあつては $1 \cdot 00$ 、無臭におい袋を選定した場合にあつては $0 \cdot 00$ 、付臭におい袋を選定することが不能である場合にあつては $0 \cdot 33$ を与え、全ての正解率を加算した値をパネル全員の延べ選定回数で除す。これにより平均正解率を得る。

平均正解率が $0 \cdot 58$ 未満の場合は判定試験を終了し、平均正解率が $0 \cdot 58$ 以上の場合には希釈倍数を十倍して再度におい袋選定操作を行い、判定試験を終了する。

（注一）環境試料の当初希釈倍数は、原則十とする。ただし、希釈倍数を十倍して再度におい袋選定操作を行った際の平均正解率が、なお $0 \cdot 58$ 以上となると見込まれる場合には、当該平均正解率が $0 \cdot 58$ 未満となるよう当初希釈倍数を十以上の適切な値に決定するものとする。

## （二） 排出口試料

（一）と同じ手順で当初希釈倍数（注二）に調製した付臭におい袋一個と無臭におい袋二個を一組として各パネルに渡し、におい袋選定操作を行う。このにおい袋選定操作において、無臭におい袋を選定したか又は付臭におい袋を選定することが不能であったパネルについては、におい袋選定操作を終了する。また、付臭におい袋を選定したパネルについては、希釈倍数をおおむね三倍してにおい袋選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭におい袋を選定するか付臭におい袋を選定することが不能となった時点で終了する。

（注二）排出口試料の当初希釈倍数は、パネルによる臭気の有無の判定が十分に可能であり、かつ、パネルに嗅覚疲労等による影響がないよう決定するものとする。

## 四 臭気濃度の算出

## イ 環境試料

臭気濃度は、次の式により算出し、有効数字は二桁とし、三桁目を四捨五入する。ただし、当初希釈倍数に係る平均正解率が〇・五八未満の場合にあっては、臭気濃度の値は、当初希釈倍数未満として表示する。

$$r_1 \cdot 0.58$$

$$C = M \times 10^{r_1 - r_0}$$

この式において、Cは臭気濃度、Mは当初希釈倍数、 $r_1$ は当初希釈倍数に係る平均正解率、 $r_0$ は当初希釈倍数を十倍したときの平均正解率を表すものとする。

### ロ 排出口試料

(1) 次の式により各パネルの臭気閾値を算出する。

$$X_{1i} = (\log M_{1i} + \log M_{0i}) / 2$$

この式において、 $X_{1i}$ は試料臭気の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、 $M_{1i}$ はパネルが付臭におい袋を選定した場合における当該におい袋に係る希釈倍数の値のうち最大のもの、 $M_{0i}$ は当該パネルが無臭におい袋を選定した場合又は付臭におい袋を選定することが不能であった場合における付臭におい袋に係る希釈倍数の値を表すものとする。

(2) 各パネルについて算出した $X_{1i}$ のうち最大の値と最小の値をそれぞれ一つずつ除き、当該除かれた値以外の値を加算して得た値をパネルの人数から二を減じた値で除す。

(3) 臭気濃度は次の式により算出し、有効数字は二桁とし、三桁目を四捨五入する。

$$C = 10 \times$$

この式においてCは臭気濃度、Xは(2)により算出された値を表すものとする。



# 告 示

## 埼玉県告示第百六十二号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第四条の三第一項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、その内容を次のとおり公告する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（埼玉県）この総量削減計画は、水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第一号イに掲げる区域について、平成二十三年六月十五日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

### 一 削減の目標

上記の基本方針に基づき、平成二十六年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

#### (一) 化学的酸素要求量について

表一 発生源別の削減目標量

|                        |    |      |      |     |     |
|------------------------|----|------|------|-----|-----|
|                        |    | 生活排水 | 産業排水 | その他 | 合 計 |
| 削減目標量（トン／日）            | 四七 | 一四   | 五    | 六六  |     |
| （参考）平成二十一年度における量（トン／日） | 五〇 | 一四   | 五    | 六九  |     |

#### (二) 窒素含有量について

表二 発生源別の削減目標量

|                        |    |      |      |     |     |
|------------------------|----|------|------|-----|-----|
|                        |    | 生活排水 | 産業排水 | その他 | 合 計 |
| 削減目標量（トン／日）            | 三五 | 五    | 一二   | 五二  |     |
| （参考）平成二十一年度における量（トン／日） | 三八 | 五    | 一二   | 五五  |     |

#### (三) りん含有量について

表三 発生源別の削減目標量

|                        |      |      |     |     |
|------------------------|------|------|-----|-----|
|                        | 生活排水 | 産業排水 | その他 | 合計  |
| 削減目標量（トン／日）            | 二・三  | 〇・四  | 〇・五 | 三・二 |
| （参考）平成二十一年度における量（トン／日） | 二・五  | 〇・四  | 〇・六 | 三・五 |

## 二 削減目標量の達成の方途

### (一) 生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、生活排水処理施設整備構想等に基づき、市町村等と協力しながら下水道、浄化槽、農業集落排水等の生活排水処理施設の整備を促進する。また、排水処理の高度化の促進及び適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

なお、生活排水処理施設の整備に係る行政人口及び処理人口は、表四のとおりとする。

表四 生活排水処理施設の整備

|          |   |
|----------|---|
| 年度       | 二十六   |
| 行政人口（千人） | 六、六八一                                       |
| 処理人口（千人） | 六、一〇七（うち下水道の整備に係る人口は五、三三二、浄化槽等の整備に係る人口は七七五） |

### ア 下水道の整備等

下水道事業は、流域下水道及び市町村等の公共下水道によって進められている。

流域下水道については、昭和四十一年度から荒川左岸南部流域下水道事業に着手したのをはじめ、平成二十一年度末において、七流域下水道で供用を開始している。また、単独公共下水道についても、平成二十一年度末において、十九市町で供用を開始している。

引き続き、社会資本整備重点計画を踏まえ、整備を促進させるものである。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。また、窒素及びリンの除去を目的とした高度処理については、平成二十一年度末において、四終末処理場で導入されており、平成二十六年度末には、新たに二終末処理場で導入するよう努めるものとする。

る。

合流式下水道からの未処理下水の流出防止については、十四市で対策を行っており、そのうち一市は、平成二十一年度末に完了している。残りの十三市については、平成二十五年度末までに対策を完了するよう整備を行うものとする。

#### イ 浄化槽の整備等

既設の単独処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

また、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に基づき、合併処理浄化槽の適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

#### ウ 農業集落排水の整備等

農業集落排水については、平成二十一年度末において、二十二市町百三地区で設置されており、平成二十六年末には、二十二市町百九地区で設置されるよう、整備及び促進を図るものとする。

また、施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

#### エ その他

コミュニティ・プラントについては、平成二十一年度末において、一市一施設があり、施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく整備を進め、平成二十一年度末において、十七市町及び十六の一部事務組合で設置され、二十八施設で高度処理が導入されている。

また、処理施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

### (二)

#### 産業排水対策

##### ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果等を考慮し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定めるものとする。この総量規制基準の遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を

図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

総量規制基準の算定に係る化学的酸素要求量の濃度については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成十八年環境省告示第百三十四号）により定めるものとする。窒素含有量の濃度については、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成十八年環境省告示第百三十五号）により定めるものとする。

りん含有量については、「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成十八年環境省告示第百三十六号）により定めるものとする。

それぞれの濃度については、一部の業種等について、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

#### イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十一号）、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）及びさいたま市生活環境の保全に関する条例（平成二十年さいたま市条例第四十六号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査等を行い、排水処理施設の維持管理の徹底等により、汚濁負荷量の削減についての指導等を行う。

その他の事業場等については、排出水の特性等に関し、その実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

### (三)

その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

#### ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

#### イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

#### ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

#### (四) 教育、啓発等

水質総量削減を進めるためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対しては研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての普及及び啓発を行う。

児童及び生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努めるものとする。

また、これらの普及及び啓発等をより効果的に進めるため、東京湾再生推進会議及び九都県市首脳会議環境問題対策委員会における各種取組により、東京湾流域の自治体及び関係省庁との連携を図るものとする。

#### (五) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

##### ア 河川環境の改善

底質汚泥が河川の水質汚濁に影響していると認められる水域については、計画的にしゅんせつを行うものとする。

また、これまでに整備した河川直接浄化施設及び浄化導水施設等を適切に運用することにより、河川の水質改善及び流量の確保に寄与するものとする。

##### イ 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、

有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、水環境の保全に関する調査研究を引き続き実施し、水質改善のための技術開発及び普及に努めるものとする。

エ 中小企業の助成措置等

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する資金の助成及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備を促進するものとする。

# 告示

## 埼玉県告示第百六十二号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号。以下「法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成二十四年五月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日において現に設置されている工場又は事業場（施行日前までに法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。以下「既設工場等」という。）に係る特定排水（施行日以後に特定施設を新たに設置し、又は特定施設の構造等を変更するために法第五条又は第七条の規定による届出をした既設工場等に係る特定排水のうち、当該設置又は変更によって増加したものを除く。）の化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量に係るCc、Cco、Cci、Ccj、Cn、Cno、Cni、Cp、Cpo又はCpiの値に係る業種の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

平成十九年埼玉県告示第千十二号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について）は、平成二十四年四月三十日限り、廃止する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第一号イに掲げる区域

### 二 適用する工場又は事業場

法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

### 三 総量規制基準

#### （一） 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

|   | 指定地域内事業場の区分   | 総量規制基準                               |
|---|---|--------------------------------------|
| 一 | 昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |

| 四  | 三  | 二  |
|--|--|--|
| <p>昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> | <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p> | <p>昭和五十五年七月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から二十の項までに掲げるものを除く。）</p> |
| <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令</p> $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$  | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$  | $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$  |



| 七  | 六   | 五  |
|--|---|--|
| <p>昭和三十二年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> | <p>昭和三十二年改正政令の施行及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> | <p>昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> |
| $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$   | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$  | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$   |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 十一  | 十   | 九   | 八  |
| <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による</p> | <p>平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（平成三年四月一日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> | <p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（平成三年四月一日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> | <p>同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> |
| $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$   | $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$   | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$   | $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$  |

|  |   |   |   |   |  |
|--|---|---|---|---|--|
| 十七   | 十六  | 十五  | 十四  | 十三  | 十二   |
| <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | <p>平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年七月二十九日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | <p>平成九年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年七月二十九日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成九年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> | <p>届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>     |
| $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$   | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$  | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$  | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$  | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$  | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 十八 | <p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>  | $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$ |
| 十九 | <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>  | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$   |
| 二十 | <p>平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年八月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>   | $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$ |
| 備考 | <p>この表に掲げる式において、<math>Lc</math>、<math>Cc</math>、<math>Qc</math>、<math>Cc_j</math>、<math>Cc_i</math>、<math>Cc_o</math>、<math>Qc_j</math>、<math>Qc_i</math>及び<math>Qc_o</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>Lc</math> 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）</p> <p><math>Cc</math> 別表第一化学的酸素要求量の欄(1)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p><math>Qc</math> 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）</p> <p><math>Cc_j</math> 別表第一化学的酸素要求量の欄(3)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p><math>Cc_i</math> 別表第一化学的酸素要求量の欄(2)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p><math>Cc_o</math> <math>Cc</math>と同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p><math>Qc_j</math> 平成三年七月一日（十二の項にあつては同年十月一日、十四及び十六の項にあつては平成十年七月二十九日、十八の項にあつては平成十二年</p> |   |

|   |   |
|---|---|
| <p>三月十五日、二十の項にあつては平成十三年八月一日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)</p> <p>(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qci 昭和五十五年七月一日(四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十三年十月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年七月一日(十二の項にあつては同年十月一日、十四及び十六の項にあつては平成十年七月二十九日、十八の項にあつては平成十二年三月十五日、二十の項にあつては平成十三年八月一日)の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。))</p> <p>(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qco 特定排出水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 一日につき立方メートル)</p> | <p>三月十五日、二十の項にあつては平成十三年八月一日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)</p> <p>(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qci 昭和五十五年七月一日(四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十三年十月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年七月一日(十二の項にあつては同年十月一日、十四及び十六の項にあつては平成十年七月二十九日、十八の項にあつては平成十二年三月十五日、二十の項にあつては平成十三年八月一日)の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。))</p> <p>(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qco 特定排出水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 一日につき立方メートル)</p> |
|---|---|

(二) 窒素含有量  
 窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 備考 | 一   | 二   | 指定地域内事業場の区分 | 総量規制基準  |
|----|---|---|-------------|---|
|    | <p>平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p> | <p>平成十四年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場</p> | 指定地域内事業場の区分 | $Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$                     |
|    |   |   | 指定地域内事業場の区分 | $Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$ |

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

Cn 別表第二窒素含有量の欄(1)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）

Qn 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

Cni 別表第二窒素含有量の欄(2)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）

Cno Cnと同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）

Qni 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Qno 特定排出水の量（Qniを除く。）（単位 一日につき立方メートル）

(三)

りん含有量

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

|   | 指定地域内事業場の区分  | 総量規制基準   |
|---|--|--|
| 一 | 平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）   | $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$                               |
| 二 | 平成十四年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場 | $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ |

備考

この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

|     |   |
|-----|---|
| Lp  | 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）  |
| Cp  | 別表第三りん含有量の欄(1)に掲げる数値（単位 一リットルにつきミリグラム）  |
| Qp  | 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）   |
| Cpi | 別表第三りん含有量の欄(2)に掲げる数値（単位 一リットルにつきミリグラム）  |
| Cpo | Cpと同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）  |
| Qpi | 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル） |
| Qpo | 特定排出水の量（ $Q_{pi}$ を除く。）（単位 一日につき立方メートル）   |

別表第一

| 業種その他の区分   | 化学的酸素要求量<br>(単位 一リットルにつき<br>ミリグラム) |     |     | 備考  |
|--|------------------------------------|-----|-----|---|
|  | (1)                                | (2) | (3) |   |
| 二 畜産農業   | 七〇                                 | 七〇  | 六〇  |   |
| 三 天然ガス鉱業   | 六〇                                 | 六〇  | 六〇  |   |
| 四 非金属鉱業  | 二〇                                 | 二〇  | 二〇  |   |
| 五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業                            | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 六 乳製品製造業   | 三〇                                 | 三〇  | 二〇  | 平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。)にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 |
| 七 畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)                        | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 八 水産缶詰・瓶詰製造業                                     |                                    |     |     |   |
| 九 寒天製造業  | 五五                                 | 五五  | 五五  |   |
| 一〇 魚肉ハム・ソーセージ製造業                                 | 三〇                                 | 三〇  | 二〇  |   |
| 一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)                        |                                    |     |     |   |
| 一二 冷凍水産物製造業                                      |                                    |     |     |   |
| 一三 冷凍水産食品製造業                                     | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 一四 水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。) |                                    |     |     |   |
| 一五 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業                          | 三〇                                 | 三〇  | 三〇  |   |
| 一六 野菜漬物製造業                                       | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 一七 味そ製造業   | 七〇                                 | 七〇  | 三〇  |   |
| 一八 しょう油・食用アミノ酸製造業                                | 七〇                                 | 七〇  | 四〇  |   |
| 一九 うま味調味料製造業                                     | 二〇                                 | 二〇  | 二〇  |   |
| 二〇 ソース製造業  | 三〇                                 | 三〇  | 三〇  |   |
| 二一 食酢製造業   | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 二二 砂糖精製業   |                                    |     |     |   |
| 二三 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業                              | 五〇                                 | 五〇  | 三〇  |   |
| 二四 小麦粉製造業  | 三〇                                 | 三〇  | 三〇  |   |
| 二五 パン製造業   | 三〇                                 | 三〇  | 二〇  |   |
| 二六 生菓子製造業  | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 二七 ビスケット類・干菓子製造業                                 |                                    |     |     |   |
| 二八 米菓製造業   | 四〇                                 | 四〇  | 四〇  |   |
| 二九 パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)                | 四〇                                 | 四〇  | 三〇  |   |
| 三〇 植物油製造業  |                                    |     |     |   |
| 三一 動物油脂製造業                                       |                                    |     |     |   |
| 三二 食用油脂加工業                                       |                                    |     |     |   |
| 三三 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業                         | 五〇                                 | 五〇  | 四〇  |   |
| 三四 穀類でんぷん製造業                                     |                                    |     |     |   |
| 三五 めん類製造業  | 三〇                                 | 三〇  | 三〇  |   |





|     |  |     |     |    |   |
|-----|--|-----|-----|----|---|
| 七八  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナードバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの   | 五〇  | 五〇  | 五〇 |   |
| 七九  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）  | 七〇  | 七〇  | 七〇 |   |
| 八〇  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程（前工程の未さらしケミグランドバルブ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルバルブ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。）に係るもの        | 八〇  | 八〇  | 八〇 |   |
| 八一  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）   | 六〇  | 五〇  | 四〇 |   |
| 八二  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程（前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。）に係るもの   | 七〇  | 七〇  | 六〇 | 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、七〇、六〇とする。 |
| 八三  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）   | 六〇  | 六〇  | 五〇 |   |
| 八四  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの   | 九〇  | 九〇  | 八〇 |   |
| 八五  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの  | 一〇〇 | 一〇〇 | 七〇 |   |
| 八六  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | 五〇  | 四〇  | 四〇 |   |
| 八七  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）  | 三〇  | 二〇  | 二〇 |   |
| 八八  | バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの  | 四〇  | 四〇  | 四〇 |   |
| 八九  | 機械すき和紙製造業  | 六〇  | 六〇  | 六〇 |   |
| 九〇  | 手すき和紙製造業   | 九〇  | 九〇  | 八〇 |   |
| 九一  | 塗工紙製造業   | 二〇  | 二〇  | 二〇 |   |
| 九二  | 段ボール製造業  | 三〇  | 二〇  | 一五 |   |
| 九三  | 重包装紙袋製造業   | 七〇  | 七〇  | 七〇 |   |
| 九四  | セロファン製造業   | 二五  | 二五  | 一五 |   |
| 九五  | 乾式法による繊維板製造業   | 四〇  | 四〇  | 四〇 |   |
| 九六  | 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）   | 八〇  | 八〇  | 六〇 |   |
| 九七  | バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）   | 二〇  | 二〇  | 二〇 |   |
| 一〇〇 | 印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）  | 五〇  | 五〇  | 五〇 |   |
| 一〇一 | 製版業  |     |     |    |   |
| 一〇二 | 窒素質・りん酸質肥料製造業  | 三〇  | 三〇  | 三〇 |   |
| 一〇三 | 複合肥料製造業  |     |     |    |   |
| 一〇四 | 化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）   | 二〇  | 二〇  | 二〇 |   |
| 一〇五 | ソーダ工業  | 二〇  | 二〇  | 二〇 |   |

|     |  |    |    |    |  |  |  |  |   |
|-----|--|----|----|----|--|--|--|--|---|
| 二〇六 | 電炉工業   |    |    |    |  |  |  |  |   |
| 二〇七 | 無機顔料製造業  |    |    |    |  |  |  |  | 黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。   |
| 二〇八 | 無機化学工業製品製造業（二〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）   |    |    |    |  |  |  |  | 一 硫化鉄銜を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇、四〇とする。<br>二 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。   |
| 二〇九 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの  | 六〇 | 六〇 | 四〇 |  |  |  |  | 一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。<br>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。<br>三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。 |
| 二一〇 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの  | 五〇 | 五〇 | 三〇 |  |  |  |  | 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。  |
| 二一一 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの   | 三〇 | 二〇 | 二〇 |  |  |  |  | メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、五〇とする。  |
| 二一二 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの   | 四〇 | 四〇 | 四〇 |  |  |  |  | 一 乳重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。<br>二 クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。  |
| 二二三 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの | 五〇 | 五〇 | 五〇 |  |  |  |  | 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。<br>二 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。  |
| 二二四 | 石油化学系基礎製品製造業（二〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）  | 六〇 | 四〇 | 四〇 |  |  |  |  | 一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二二〇、二二〇、一九〇とする。<br>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。<br>三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。 |
| 二二五 | 脂肪族系中間物製造業   | 六〇 | 六〇 | 五〇 |  |  |  |  |   |
| 二二六 | メタン誘導品製造業  | 三〇 | 三〇 | 二〇 |  |  |  |  |   |
| 二二七 | 発酵工業   | 二〇 | 二〇 | 二〇 |  |  |  |  |   |
| 二二八 | コールドール製品製造業  | 二〇 | 二〇 | 二〇 |  |  |  |  |   |
| 二二九 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業   | 八〇 | 八〇 | 三〇 |  |  |  |  | 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。   |
| 二三〇 | プラスチック製造業  | 三〇 | 二〇 | 二〇 |  |  |  |  | メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、五〇とする。<br>二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。   |
| 二三一 | 合成ゴム製造業  | 四〇 | 四〇 | 四〇 |  |  |  |  | 一 乳重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。  |



|     |   |     |     |     |  |
|-----|---|-----|-----|-----|--|
| 一九二 | 表面処理鋼材製造業（二八七の項から前項までに掲げるものを除く。）                | 一〇  | 一〇  | 一〇  |  |
| 一九〇 | めっき鉄鋼線製造業                                       |     |     |     |  |
| 一八九 | めっき鋼管製造業  |     |     |     |  |
| 一八八 | 亜鉛鉄板製造業   |     |     |     |  |
| 一八七 | ブリキ製造業  | 二〇  | 二〇  | 二〇  |  |
| 一八六 | 伸線業   |     |     |     |  |
| 一八五 | 引抜鋼管製造業   |     |     |     |  |
| 一八四 | 磨棒鋼製造業  |     |     |     |  |
| 一八三 | 伸鉄業   | 一〇  | 一〇  | 一〇  |  |
| 一八二 | 鋼管製造業   |     |     |     |  |
| 一八一 | 冷間ロール成型形鋼製造業                                    |     |     |     |  |
| 一八〇 | 冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）                   |     |     |     |  |
| 一七九 | 熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）                   |     |     |     |  |
| 一七八 | 製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。） | 二〇  | 二〇  | 二〇  |  |
| 一七六 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）                        | 一〇  | 一〇  | 一〇  |  |
| 一七五 | フェロアロイ製造業                                       | 二〇  | 二〇  | 二〇  |  |
| 一七三 | 高炉による製鉄業  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇<br>コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、二〇とする。 |
| 一七二 | うわ寒製造業  |     |     |     |  |
| 一七〇 | 鉱物・土石粉碎等処理業                                     |     |     |     |  |
| 一六九 | 砕石製造業   | 二〇  | 二〇  | 二〇  |  |
| 一六八 | 黒鉛電極製造業   |     |     |     |  |
| 一六六 | コンクリート製品製造業                                     |     |     |     |  |
| 一六七 | セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）                        |     |     |     |  |
| 一六五 | 生コンクリート製造業                                      |     |     |     |  |
| 一六四 | ガラス・同製品製造業（二五六の項から前項までに掲げるものを除く。）               | 一〇  | 一〇  | 一〇  |  |
| 一六三 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）                      | 三〇  | 三〇  | 三〇  |  |
| 一六二 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業                           | 五〇  | 五〇  | 五〇  |  |
| 一六一 | 卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業                               |     |     |     |  |
| 一六〇 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業                                |     |     |     |  |
| 一五九 | ガラス容器製造業  |     |     |     |  |
| 一五八 | ガラス製加工素材製造業                                     |     |     |     |  |
| 一五七 | 板ガラス加工業   |     |     |     |  |
| 一五六 | 板ガラス製造業   | 一〇  | 一〇  | 一〇  |  |
| 一五五 | 毛皮製造業   | 五〇  | 五〇  | 五〇  |  |
| 一五四 | なめしかわ製造業  | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |  |
| 一五三 | ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）                          | 二〇  | 二〇  | 二〇  |  |

|     |  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
|-----|--|--------------------------|--------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 一九二 | 鍛鋼製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九三 | 鍛工品製造業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九四 | 鋳鋼製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九五 | 鋳鉄鋳物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）                           |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九六 | 鋳鉄管製造業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九七 | 可鍛鋳鉄製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九八 | 鉄粉製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 一九九 | 鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）                             |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二〇〇 | 非鉄金属製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二〇一 | 電気めっき業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二〇二 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）                                  | 一 日平均排水量五〇〇立方メートル未満の工場   | 二 日平均排水量五〇〇立方メートル以上の工場   | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 |
| 二〇三 | 一般機械器具製造業  | 一 日平均排水量五〇〇立方メートル未満の工場   | 二 日平均排水量五〇〇立方メートル以上の工場   | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 |
| 二〇四 | 電子回路製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二〇五 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 | 一 日平均排水量五〇〇立方メートル未満の工場   | 二 日平均排水量五〇〇立方メートル以上の工場   | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 |
| 二〇六 | 輸送用機械器具製造業   | 一 日平均排水量二、〇〇〇立方メートル未満の工場 | 二 日平均排水量二、〇〇〇立方メートル以上の工場 | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 | 一 二〇 | 二 二〇 |
| 二〇七 | 精密機械器具製造業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二〇八 | ガス製造工場   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二〇九 | 下水道業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二一〇 | 空瓶卸売業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二一一 | 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）              |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二一二 | 弁当仕出屋又は弁当製造業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二三 | 飲食店  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二四 | 宿泊業  |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二五 | リネンサプライ業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二六 | 洗濯業（前項に掲げるものを除く。）                                      |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二八 | 写真業（写真現像・焼付業を含む。）                                      |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二九 | 自動車整備業   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |
| 二二〇 | 病院   |                          |                          |      |      |      |      |      |      |

標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五、一五、一五とする。

平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇、三〇とする。

|     |  |    |    |    |  |
|-----|--|----|----|----|--|
| 二二二 | し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十一条第一項の規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限り。） | 四〇 | 四〇 | 三〇 | 一<br>第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二五、二〇とする。<br>二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。<br>三 二のうち、建築基準法施行令第三十一条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二五、二〇とする。 |
| 二二三 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）  | 四〇 | 三〇 | 二〇 | 一 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇、二〇とする。<br>二 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、二〇とする。  |
| 二二四 | み処理業   | 三〇 | 三〇 | 三〇 |  |
| 二二五 | 廃油処理業  | 二〇 | 二〇 | 二〇 |  |
| 二二六 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）   |    |    |    |  |
| 二二七 | 死亡獣畜取扱業  | 四〇 | 四〇 | 四〇 |  |
| 二二八 | と畜場  |    |    |    |  |
| 二二九 | 中央卸売市場   | 二〇 | 二〇 | 二〇 |  |
| 二三〇 | 地方卸売市場   |    |    |    |  |
| 二三二 | 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第一条の二各号に掲げるものをいう。）                    |    |    |    |  |
| 二二三 | 二の項から前項までに分類されないもの   | 七〇 | 七〇 | 七〇 |  |
|     | 一 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（二二一の項及び二二三の項に係るものを除く。）                            |    |    |    |  |
|     | 二 上水道業又は工業用水道業（家用工業用水道施設を含む。）  | 二〇 | 一〇 | 一〇 |  |
|     | 三 自動式車両洗浄施設  | 二〇 | 二〇 | 二〇 |  |
|     | 四 一から三までに分類されないもの  | 五〇 | 五〇 | 五〇 |  |

別表第二

| 業種その他の区分  | (単位 リットルにつき<br>窒素含有量<br>ミリグラム) |     | 備考 |
|---|--------------------------------|-----|----|
|   | (1)                            | (2) |    |
| 二畜産農業   | 六〇                             | 六〇  |    |
| 三天然ガス鉱業   |                                |     |    |
| 四非金属鉱業  | 一〇                             | 一〇  |    |
| 五部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業                            | 四〇                             | 一五  |    |
| 六乳製品製造業   | 三〇                             | 一五  |    |
| 七畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)                        | 三〇                             | 一〇  |    |
| 八水産缶詰・瓶詰製造業                                     | 二〇                             | 一五  |    |
| 九寒天製造業  | 二〇                             | 一〇  |    |
| 一〇魚肉ハム・ソーセージ製造業                                 |                                |     |    |
| 一一水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)                        | 三五                             | 一五  |    |
| 一二冷凍水産物製造業                                      | 二五                             | 一〇  |    |
| 一三冷凍水産食品製造業                                     | 三〇                             | 一〇  |    |
| 一四水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。) | 三五                             | 一〇  |    |
| 一五野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業                          | 二〇                             | 一〇  |    |
| 一六野菜漬物製造業                                       | 二〇                             | 一五  |    |
| 一七味之製造業   | 二〇                             | 一〇  |    |
| 一八しょう油・食用アミノ酸製造業                                | 二五                             | 一〇  |    |
| 一九うま味調味料製造業                                     | 二〇                             | 一〇  |    |
| 二〇ソース製造業  | 三〇                             | 一〇  |    |
| 二一食酢製造業   | 二〇                             | 一〇  |    |
| 二二砂糖精製業   | 一五                             | 一〇  |    |
| 二三ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業                              |                                |     |    |
| 二四小麦粉製造業  | 二〇                             | 一〇  |    |
| 二五パン製造業   | 一五                             | 一〇  |    |
| 二六生菓子製造業  |                                |     |    |
| 二七ビスケット類・干菓子製造業                                 | 二〇                             | 一〇  |    |
| 二八米菓製造業   | 二五                             | 一〇  |    |
| 二九パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)                | 三〇                             | 一〇  |    |
| 三〇植物油脂製造業                                       | 一〇                             | 一〇  |    |
| 三一動物油脂製造業                                       | 三〇                             | 一〇  |    |
| 三二食用油脂加工業                                       | 一五                             | 一〇  |    |
| 三三ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業                         | 二〇                             | 一〇  |    |
| 三四穀類でんぷん製造業                                     | 一五                             | 一〇  |    |
| 三五めん類製造業  | 三〇                             | 一五  |    |
| 三七豆腐・油揚製造業                                      |                                |     |    |
| 三八あん類製造業  | 二〇                             | 一〇  |    |







|     |  |  |     |     |  |
|-----|--|--|-----|-----|--|
| 一〇六 | 電炉工業   |  | 一五  | 一〇  |  |
| 一〇七 | 無機顔料製造業  |  | 二五  | 二〇  | 二〇 黄鉛顔料製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。   |
| 一〇八 | 無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）   |  | 二〇  | 一〇  | 一〇一 バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>二 酸化コバルト製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>三 モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>四 イットリウム酸化物製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>五 酸化銀製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>六 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>七 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。 |
| 一〇九 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの  |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。   |
| 一一〇 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの  |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。   |
| 一一一 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの   |  |     |     |  |
| 一一二 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの   |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一五とする。   |
| 一一三 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、二〇とする。<br>二 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、三〇〇とする。  |
| 一一四 | 石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）  |  |     |     |  |
| 一一五 | 脂肪族系中間物製造業   |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、一〇とする。  |
| 一一六 | メタン誘導品製造業  |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。   |
| 一一七 | 発酵工業   |  |     |     |  |
| 一一八 | コールタル製品製造業   |  | 三三〇 | 一七〇 |  |
| 一一九 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業   |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、一〇とする。  |
| 一二〇 | プラスチック製造業  |  | 一〇  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。   |
| 一二一 | 合成ゴム製造業  |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。   |
| 一二二 | 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）   |  | 一五  | 一〇  | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。<br>二 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。  |



|     |   |    |    |  |   |
|-----|---|----|----|--|---|
| 一五八 | ガラス製加工素材製造業                                     |    |    |  |   |
| 一五九 | ガラス容器製造業  |    |    |  |   |
| 一六〇 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業                                |    |    |  |   |
| 一六一 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業                               |    |    |  |   |
| 一六二 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業                           | 一五 | 一〇 |  |   |
| 一六三 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）                      | 二〇 | 一〇 |  |   |
| 一六四 | ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）               | 一〇 | 一〇 |  |   |
| 一六五 | 生コンクリート製造業                                      |    |    |  |   |
| 一六六 | コンクリート製品製造業                                     |    |    |  |   |
| 一六七 | セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）                        |    |    |  |   |
| 一六八 | 黒鉛電極製造業   |    |    |  |   |
| 一六九 | 砕石製造業   |    |    |  |   |
| 一七〇 | 鉱物・土石粉砕等処理業                                     |    |    |  |   |
| 一七二 | うわ葉製造業  |    |    |  |   |
| 一七三 | 高炉による製鉄業  | 一〇 | 一〇 |  |   |
| 一七五 | フェロアロイ製造業                                       | 一五 | 一〇 |  |   |
| 一七六 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）                        | 一〇 | 一〇 |  |   |
| 一七八 | 製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。） | 一五 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。 |
| 一七九 | 熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）                   |    |    |  |   |
| 一八〇 | 冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）                   | 一〇 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。 |
| 一八一 | 冷間ロール成型形鋼製造業                                    |    |    |  |   |
| 一八二 | 鋼管製造業   | 一五 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。 |
| 一八三 | 伸鉄業   | 一〇 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。 |
| 一八四 | 磨棒鋼製造業  | 一〇 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、四〇とする。 |
| 一八五 | 引抜鋼管製造業   | 二〇 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。 |
| 一八六 | 伸線業   | 一五 | 一〇 |  | 一〇 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。 |
| 一八七 | ブリキ製造業  | 一〇 | 一〇 |  |   |
| 一八八 | 亜鉛鉄板製造業   |    |    |  |   |
| 一八九 | めっき鋼管製造業  | 一五 | 一〇 |  |   |
| 一九〇 | めっき鉄鋼線製造業                                       | 五〇 | 一〇 |  |   |

|  |  |  |  |  |  |    |     |   |
|--|--|--|--|--|--|----|-----|---|
|  |  |  |  |  | 一九一 表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）                       | 五五 | 一九〇 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。  |
|  |  |  |  |  | 一九二 鍛鋼製造業  | 一〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 一九三 鍛工品製造業   | 一五 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 一九四 鋳鋼製造業  | 一〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 一九五 鋳鉄鋳物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）                           |    |     |   |
|  |  |  |  |  | 一九六 鋳鉄管製造業   |    |     |   |
|  |  |  |  |  | 一九七 可鍛鋳鉄製造業  |    |     |   |
|  |  |  |  |  | 一九八 鉄粉製造業  |    |     |   |
|  |  |  |  |  | 一九九 鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）                             | 一五 | 一〇  | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。  |
|  |  |  |  |  | 二〇〇 非鉄金属製造業  | 二〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 二〇一 電気めつき業   | 三〇 | 一〇  | 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。  |
|  |  |  |  |  | 二〇二 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）                                  | 四〇 | 一〇  | 一 溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。<br>二 アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、三五とする。                            |
|  |  |  |  |  | 二〇三 一般機械器具製造業  | 一〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 二〇四 電子回路製造業  | 三〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 二〇五 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 | 三〇 | 一〇  | 一 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五、一〇とする。<br>二 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、一五とする。   |
|  |  |  |  |  | 二〇六 輸送用機械器具製造業   | 三〇 | 一〇  | 自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三五、二〇とする。  |
|  |  |  |  |  | 二〇七 精密機械器具製造業  | 一〇 | 一〇  | 時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、一〇とする。   |
|  |  |  |  |  | 二〇八 ガス製造工場   | 一〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 二〇九 下水道業   | 三〇 | 二五  | 一 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。<br>二 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二五とする。 |
|  |  |  |  |  | 二一〇 空瓶卸売業  | 一〇 | 一〇  |   |
|  |  |  |  |  | 二一一 共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。）                             | 二五 | 一五  |   |
|  |  |  |  |  | 二一二 弁当仕出屋又は弁当製造業   | 三〇 | 一五  |   |
|  |  |  |  |  | 二二三 飲食店  |    |     |   |
|  |  |  |  |  | 二二四 宿泊業  | 四〇 | 一五  |   |



別表第三

| 業種その他の区分   | りん含有量<br>(単位 リットルにつき<br>ミリグラム) |     | 備考  |
|--|--------------------------------|-----|---|
|  | (1)                            | (2) |   |
| 二 畜産農業   | 八                              | 八   |   |
| 三 天然ガス鉱業   | 一                              | 一   |   |
| 四 非金属鉱業  |                                |     |   |
| 五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業                            | 一六                             | 一   |   |
| 六 乳製品製造業   | 八・五                            | 一   |   |
| 七 畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)                        | 九                              | 一   |   |
| 八 水産缶詰・瓶詰製造業                                     | 三                              | 一・五 |   |
| 九 寒天製造業  |                                |     |   |
| 一〇 魚肉ハム・ソーセージ製造業                                 | 四                              | 一・五 |   |
| 一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)                        | 三                              | 一   |   |
| 一二 冷凍水産物製造業                                      | 三                              | 一・五 |   |
| 一三 冷凍水産食品製造業                                     | 四                              | 一   |   |
| 一四 水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。) | 八                              | 一・五 |   |
| 一五 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業                          | 三                              | 一   |   |
| 一六 野菜漬物製造業                                       | 四                              | 一・五 |   |
| 一七 味噌製造業   |                                |     |   |
| 一八 しょう油・食用アミノ酸製造業                                |                                |     |   |
| 一九 うま味調味料製造業                                     | 一・五                            | 一   |   |
| 二〇 ソース製造業  | 四                              | 一・五 |   |
| 二一 食酢製造業   | 三                              | 一・五 |   |
| 二二 砂糖精製業   | 一・五                            | 一   |   |
| 二三 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業                              | 三                              | 一・五 |   |
| 二四 小麦粉製造業  |                                |     |   |
| 二五 パン製造業   | 二                              | 一   |   |
| 二六 生菓子製造業  | 三                              | 一   |   |
| 二七 ビスケット類・干菓子製造業                                 |                                |     |   |
| 二八 米菓製造業   | 七・五                            | 一・五 |   |
| 二九 パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)                | 四・五                            | 一・五 |   |
| 三〇 植物油脂製造業                                       | 二・五                            | 一   | 米糠を原料として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、一とする。 |
| 三一 動物油脂製造業                                       | 二                              | 一   |   |
| 三二 食用油脂加工業                                       | 二・五                            | 一   |   |
| 三三 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業                         | 二                              | 一   |   |
| 三四 穀類でんぷん製造業                                     | 三                              | 一・五 |   |
| 三五 めん類製造業  | 六・五                            | 一・五 |   |
| 三七 豆腐・油揚製造業                                      | 七・五                            | 一   |   |















# 告 示

埼玉県告示第百六十四号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山王用水利土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 職名 | 氏 名   | 住 所               |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 小 島 進 | 埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二 |



# 告 示

埼玉県告示第百六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称  
和光北インター地域土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
平成二十一年十二月二十五日から  
平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
和光市新倉二丁目、四丁目、五丁目の各一部
- 四 事務所の所在地  
和光市新倉五丁目四番一号
- 五 設立認可の年月日  
平成二十一年十二月二十五日
- 六 変更認可の年月日  
平成二十四年二月十七日

# 告 示

埼玉県告示第百六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務  
2,337,700部×4回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成25年3月31日(日)まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札書には、8ページ物(2回)1部当たりの単価及び4ページ物(2回)1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

- (6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 古橋 電話048-830-6257（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県議会事務局総務課分室 平成24年4月4日（水）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限  
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成24年4月3日（火）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{入札書に記載する金額} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{入札書に記載する金額} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.05 \times 0.05$

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{契約単価} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{契約単価} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.05 \times 0.1$

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年3月22日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年3月21日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of “ Saitama Prefectural Assembly News ” 2,337,700 copies four times per year
- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m.,April 4, 2012(tender submitted by mail 5:00 p.m.,April 3, 2012)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-6257

# 告 示

埼玉県告示第百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
カーロケータシステム連携機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
318,247,020円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年10月28日



# 告 示

埼玉県告示第百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

信号制御システム等保守業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)まで

### (4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ、「ネットワークシステム運用・保守」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成14年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に

規定する法人を含む。)又は地方公共団体(埼玉県が出資する指定出資法人を含む。)との請負契約により、交通管制端末装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。

- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する活動拠点から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局施設課安全施設係 新藤 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年3月29日(木)午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年3月28日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年3月29日（木）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成24年3月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年3月22日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年2月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A Inspection of Traffic Control System Central Computer

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;By 9:50 a.m., March 29, 2012 By mail;5:00p.m. March 28, 2012 In person;9:40 a.m. March 29, 2012

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Facilities Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2292

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から三十日間埼玉県朝霞県土整備部道路環  
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

| 新                                | 旧                                | 旧<br>新<br>別             |
|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| <p>一地先まで</p> <p>新座市大和田三丁目十六番</p> | <p>一地先から</p> <p>新座市大和田三丁目十六番</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一八・三〇}</p> <p>一九・五三</p>       | <p>一八・三〇}</p> <p>一八・三九</p>       | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>三・四一</p>                      |                                  | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|                                  |                                  | <p>備<br/>考</p>          |

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から三十日間埼玉県朝霞県土整備部道路環  
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま東村山線
- 三 道路の区域



| 新  | 旧                                | 旧<br>新<br>別                                  |
|--|----------------------------------|--|
| <p>地先まで</p> <p>同市あたご一丁目六四番三</p>          | <p>新座市野火止三丁目六三番</p> <p>二地先から</p> | <p>区<br/>間</p>                               |
| <p>一七・七〇}</p> <p>一八・九七</p>               | <p>一八・〇〇}</p> <p>一八・〇〇</p>       | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p>                      |
| <p>五〇・一九</p>                             |                                  | <p>延<br/>長<br/>(メートル)</p>                    |
| <p>第十四号の一部区域<br/>変更</p> <p>土整備事務所長告示</p> |                                  | <p>備<br/>考</p> <p>平成二十一年十二月<br/>四日埼玉県朝霞県</p> |

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能寄居線

三 道路の区域

| 新                           | 旧   | 旧新別                     |
|-----------------------------|---|-------------------------|
| <p>二八番一地先まで<br/>同町中央二丁目</p> | <p>入間郡毛呂山町大字葛貫字<br/>山ノ神<br/>一 二 一 番 一 地 先 从 从</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一六・八〇<br/>五一・四</p>       | <p>一六・八〇<br/>八・</p>                               | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
|                             | <p>一九六・〇〇</p>                                     | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
| <p>(改築)整備工事</p>             | <p>地方特定道路</p>                                     | <p>備考</p>               |

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>飯能寄居線</p>  | <p>路<br/>線<br/>名</p> |
| <p>入間郡毛呂山町大字葛貫字山ノ神<br/>一〇二一番一地从先から同町中央二<br/>丁目二八番一地从先まで</p> | <p>供用開始の区間</p>       |
| <p>平成二十四年二月十八日</p>  | <p>供用開始の期日</p>       |
| <p>延長一九六・〇〇<br/>メートル</p>                                    | <p>備<br/>考</p>       |